

藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部改正について
 藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部を次のように改正する。

2023年（令和5年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例の一部を改正する条例
 大庭台墓園の墓所の管理に関する条例（平成7年藤沢市条例第43号）の一部を
 次のように改正する。

別表中 「

1,530円
1,800円
3,883円
1,941円

」 を 「

1,835円
2,160円
4,650円
2,320円

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の藤沢市大庭台墓園の墓所の管理に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る平面墓地及び納骨壇の管理料について適用し、同日前の期間に係る平面墓地及び納骨壇の管理料については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市大庭台墓園の平面墓地及び納骨壇の管理料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。